

**LINE限定企画
クロスリファレンス学習
民法⑨**

リーダーズ総合研究所
山田齊明

1

問題9

《651条》

(1) 解除

→ 各当事者いつでも

(2) 損害賠償請求

→ 必要な場合: ①相手方に不利な時期

②受任者の利益をも目的

→ 不要な場合: やむを得ない事由

2

リーダーズ式 **総合コース 新設** 解法ナビゲーション講座

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



●通信Web配信開始

配信中

●通信DVD発送開始

随時発送

3

リーダーズ式 **総合コース 新設** パーフェクト過去問徹底攻略講座

クロスフェレンス学習で
過去問の解き方もマスターして
過去問を本試験で使える知識にする!

Web 講座説明会
パーフェクト過去問徹底攻略
講座の効果的活用法



●通信Web配信開始

2024/4/5 (金)

●通信DVD発送開始

2024/4/15 (月)

4